

## 特定紛争案件／62年度第一号のあらまし

### 返田 照

#### 1. 事案の概要

甲は、業者乙の媒介で、昭和六十一年十一月中古の土地付建物を建替え計画含みで購入した。

この建物の建替えについては、敷地の前面道路が狭く、建築基準法四十二条二項該当道路であるため、セットバックが必要であるが、契約の時点では、未だ敷地と道路との境界が確定していなかったので、乙は、重要事項の説明にあたり、L字溝の端から一・四m必要である旨説明した。

翌年一月、甲が建替えのため建築確認の申請をしたところ、建築主事から、セットバックは道路境界から一・七m必要である旨の指導を受けた。

そこで、甲は、このような規制があつたにもかかわらず、乙がこれを告げなかつたため、予期せざる出費（擁壁補強工事費等）をよぎなくされたとして、乙に九七八万円の損害賠償を求めた。

これに対し、乙は、L字溝からの距離で

説明したのは、官民境界未確定のため、甲が理解しやすいように行ったもので、何ら手落ちではないと主張し、甲の要求に応じなかつた。

#### 2. 調整の経過

委員三人により、一回による調整の過程で、次の事実が明らかとなつた。

①甲が乙に求めていた損害賠償の根拠となる損害については、既に出費をしたものではあること。

②他方、乙は、本件媒介にあたり、その条件として、甲から建替工事請負の約束をとり、設計等の折衝を重ねていた最中、甲がこれを反古にし、他の工務店と請負契約を締結したものであること。

③また、乙は、セットバックの距離も調査済であり、道路境界から一・七m、L字溝か

ら一・四mと承知していたが、契約時点では、測量未済のため、道路境界はL字溝よりも道路中央側にあるものの、確定していないので、甲が理解しやすいように、L字溝を基点に説明したものであること。

#### 3. 調整の結果

これら二回の調整を行つた結果、甲が求めている不法行為に基づく損害賠償請求には適切な論拠もなく、他方、乙は何ら手落ちがないから和解金等を払う意思はなく民事訴訟を受けて立つと主張し、両者は全く歩みよる余地がなかつた。

このような状況の下で、担当委員協議の結果、これ以上の調整は難しいと判断し、打切りを両当事者に通告した。

